

平成20年 No.19

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学地域連携推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項

制定理由

委員会等の再編に伴い，所要の制定を行うものである。

承認経過

平成20年3月27日 役員会 審議・承認

次に掲げる要項を別紙のように制定する。

平成20年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷺山恭彦

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学地域連携推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、委託業務推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）に委託された業務等の円滑な実施のために必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小学校教員資格認定試験の実施に関する業務
- (2) 幼稚園教員資格認定試験の実施に関する業務
- (3) 指定教員養成機関の指導に関する業務
- (4) その他本学に委託された業務に関する業務
- (5) 東京学芸大学スペース・コラボレーション・システム事業実施要項（平成9年4月3日制定）第3に規定する業務

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事（教育等担当）
 - (2) 副学長（大学院教育等担当）
 - (3) 学長が委嘱する教員 若干名
 - (4) 企画課長
 - (5) 学務課長
- 2 推進本部に本部長を置き、副学長（大学院教育等担当）をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

(任期)

第5条 前条第1項第3号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 推進本部に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 小学校教員資格認定試験実施部会
 - (2) 幼稚園教員資格認定試験実施部会
 - (3) 指定教員養成機関指導部会
- 2 部会の部会長は、第4条第1項の本部員が務めるものとする。
- 3 部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画課が処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要項は、廃止する。
 - (1) 東京学芸大学小学校教員資格認定試験実施委員会設置要項（平成16年4月1日施行）
 - (2) 東京学芸大学幼稚園教員資格認定試験実施委員会設置要項（平成17年1月6日制定）
 - (3) 指定教員養成機関指導委員会要項（平成7年3月3日制定）

国立大学法人東京学芸大学地域連携推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、地域連携推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は、東京学芸大学と地域社会との連携協力の推進に必要な業務を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 連携協力事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務
- (2) 人材育成事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務
- (3) 生涯学習事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務
- (4) その他地域連携の推進に関する必要な業務

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 学長が委嘱する教員 若干名
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 学務課長

2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号の本部員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会への参加)

第6条 本部員は、各連携協力事業先との間で設置する地域連携協議会等のそれぞれの専門部会に、連携協力事業の内容に応じて参加するものとする。

2 地域連携協議会等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学地域連携推進委員会規程（平成16年規程第8号）は、廃止する。

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、FD・SD推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は、東京学芸大学の高等教育機関としての教育機能の質的向上に向けた全学的な支援施策の企画・立案及び教職員のFD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）活動推進に向けた支援のために必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) FD・SDに係る基本方針の策定
- (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務
- (3) 教職員の研修等の企画・実施及び支援に関する業務
- (4) 事務職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務
- (5) 授業の改善に関する業務
- (6) FD・SDの啓発活動に関する業務
- (7) その他FD・SD活動推進のために必要な業務

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事及び副学長
- (2) 学系長
- (3) 学長が委嘱する教員 若干名
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長

2 推進本部に本部長を置き、理事（研究等担当）をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

(任期)

第5条 前条第1項第3号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 推進本部は、業務を専門的にかつ中心となって実施させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、本部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 部会に部会長を置き、学長が指名する。

4 部会長は、部会を総括する。

5 前項までに定めるもののほか、部会の設置その他部会に関し必要な事項は、推進本部が定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部人事課及び学務部学務課が処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（平成16年規程第11号）は、廃止する。